

65歳になった方の市・道民税を 公的年金から特別徴収します

65歳以上の方の年金所得に係る市・道民税は、原則として、年金を支給している年金保険者が年金から差し引いて、市に納める特別徴収の方法により納付いただいています。

今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月支給分の年金から市・道民税の特別徴収が開始されます。

◆ 10月支給分の年金から特別徴収を開始する方◆

- ▶ 昨年の4月2日から今年の4月1日までに65歳になった方で、年金所得に係る市・道民税の納付義務のある方
- ▶ 今年の4月1日現在、65歳以上の方で、昨年度途中の税額変更などにより特別徴収が停止され、年金所得に係る市・道民税を普通徴収(納付書や口座振替)で納めている方
ただし、介護保険料が特別徴収されていない方や当該年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方、障害年金や遺族年金などの課税されない年金の支給を受けている方は、年金からの特別徴収ができないため、引き続き、普通徴収(納付書や口座振替)で納めることになります。

●納税通知書をご確認ください

特別徴収の対象になる方には、今年6月上旬に送付している「市・道民税 税額決定・納税通知書」で、年金から差し引かれる税額をお知らせしていますので、ご確認ください。

6月以降に税額変更などがあった方には、新たに通知書をお送りしていますので、最新の通知書を確認してください。

公的年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収は以下の公的年金から特別徴収されます。

支払者名称	
公的年金種類	
公的年金の金額	円

公的年金から特別徴収される税額は、年金に係る税額となります。
その他の収入に係る税額については、普通徴収または給与からの特別徴収で納めていただくことになります。
年金収入のみの方の場合、当該年が初年度になる方は、普通徴収(1期・2期)と年金からの特別徴収(10月・12月・翌年2月支給分)での納付となります。
また、前年度も年金からの特別徴収を行っていた方は、全額年金からの特別徴収(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月支給分)になります。
※4月・6月・8月：昨年度の通知書において通知した額を特別徴収します。
なお、年の途中で税額の変更や転出などが発生した場合、年金からの特別徴収が停止し、普通徴収での納付となります。
当制度により、新たな税負担が生じることはありません。

平成24年度	年金特別徴収税額	
	月	分
仮徴収税額	平成 24年 4月	
	平成 24年 6月	
	平成 24年 8月	
仮徴収税額計		
年金特別徴収税額 - 仮徴収税額①-②	平成 24年 10月	
	平成 24年 12月	
	平成 25年 2月	
	本徴収税額	

平成25年度 仮特別徴収税額(仮徴収分)

平成25年度	年金特別徴収税額(仮徴収分)	
	月	分
仮徴収税額	平成 25年 4月	
	平成 25年 6月	
	平成 25年 8月	
仮徴収税額計		
年金特別徴収税額 - 仮徴収税額①-②	平成 25年 10月	
	平成 25年 12月	
	平成 26年 2月	
	本徴収税額	

※4月・6月・8月は、昨年度の通知書において通知した額を特別徴収します。

※あなたが引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、平成25年度の年金からの特別徴収については8月まで以下の金額を仮徴収します。(地方税法第321条の7の8)

送付している税額決定・納税通知書の4ページ目をご確認ください

特別徴収になる方は、年金の名称と税額を記載しています。(記載がない場合は特別徴収の対象になりません。)

この欄には、翌年度分として仮徴収する金額を記載しています。

- 年金からの特別徴収は、納税方法が変更されるだけであり、年税額の変更はありません。
- 65歳以上の方の年金所得に係る市・道民税は、地方税法により、公的年金からの特別徴収の方法により納税することが定められており、本人の希望で納付方法の変更はできません。

税の申告はお済みですか

平成23年分の収入に対する市・道民税の申告をしていない方は、事業所や公的年金支給者からの報告書に基づき税額を計算しています。各種の控除等が報告書に記載されていない場合などは、申告により追加・修正することができ、税額が小さくなる場合があります。

なお、所得税に関する申告は最寄りの税務署で行ってください。

【申告に必要なもの】

平成23年中の収入が分かるもの(源泉徴収票など)、控除内容がわかるもの、印鑑

問合せ先 市税務課市民税係